

岡山県公報

発行

岡山県



【選挙管理委員会】

○ 選挙運動に関する支出金額の制限額
○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の
数及び三分の一の数

目次

〃 選挙管理委員会

担当課（室）

目次

担当課（室）

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第十九号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者一人が選挙運動に關し支出することのできる金額の制限額は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

岡山県第一区	二三、九五一、〇〇〇円
岡山県第二区	二五、二一五、五〇〇円
岡山県第三区	二四、九四二、七〇〇円
岡山県第四区	二五、一〇五、五〇〇円

◎岡山県選管告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

三〇、四二〇

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）

総 社 市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝津山市・苦田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区	岡山市北区・加賀郡	選 挙 区	数
一八、七二五	一八、九五二	一二、四三〇	一五、四二三	三四、〇四〇	一三三、三九四	四五、二七一	二五、三三一	三九、八一八	八三、七一一	選 挙 区	数
久米郡	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和気郡	新見市	高梁市	選 挙 区	数
		四、八〇四	一二、一七二	七、三五四	一一、六六二	一一、六九三	一〇、〇六八	一二、三九七	七、四一六	七、二八六	二九〇、一二二